

厚生労働省 手すり先行工法の「ガイドライン」と「足場設置基準」

基発第0401012号
平成15年4月1日
都道府県労働局長 殿
厚生労働省労働基準局長

手すり先行工法に関するガイドラインの策定について

建設業における労働災害の防止については、従来より行政の重点課題として、その対策の推進を図っているところである。しかしながら、建設業における労働災害は減少傾向にあるとはいえ、依然として全産業に占める割合は大きく、休業4日以上の労働災害で全産業の2割強、死亡災害で4割弱を占めている。また、死亡災害その種類別にみると、墜落災害によるものが最も多く、建設業における死亡者数約4割を占め、とりわけ、足場からの墜落が墜落災害による死亡者数約2割で最も高い割合となっている。足場は、本来、建設工事において高所作業を安全に行うために設置するものであることから、足場からの墜落災害を撲滅することは、建設業の労働災害を防止する上で際立つ課題である。

このため、厚生労働省では「足場等の安全対策検討会」を開催し、足場からの墜落災害を防止するための具体的な対策について検討を行ってきたが、今般、その検討内容等を踏まえ、足場からの墜落災害等を防止する有効な対策として、別添1のとおり「手すり先行工法に関するガイドライン」を策定した。

については、引き続き、建設業における労働災害防止対策を進めるとともに、関係事業者等に対し、あらゆる機会をとらえて本ガイドラインの周知徹底に努められた。

なお、本ガイドラインの内容は、建設現場で実際に行われる対策の好事例を基に盛り込まれた対策をとりまとめたものであり、すべての建設現場に普及定着するためには計画的な取組が必要とされる事項が含まれていることに留意の上、関係事業者の自主的な取組がなされるよう配慮された。

おって、別添2(略)のとおり、関係団体に対し、本ガイドラインの周知徹底等を図るよう要請したので了知されたい。

別添1

手すり先行工法に関するガイドライン

第1 目的

本ガイドラインは、労働安全衛生関係法令と相まって、足場の設置を必要とする建設工事において、手すり先行工法による足場の組立て、解体又は変更の作業(以下「足場の組立て等の作業」という。)を行うとともに、働きやすい安心感のある足場を使用することにより、労働者の足場からの墜落等を防止し、併せて快適な職場環境の形成に資することを目的とする。

第2 適用対象

本ガイドラインは、足場の設置を必要とする建設工事(軒の高さ10メートル未満の木造家屋等低層住宅建築工事を除く。)に適用する。

第3 手すり先行工法の定義

本ガイドラインで示す「手すり先行工法」とは、建設工事において、足場の組立て等の作業を行って、労働者が足場の作業床に乗り前前に、別紙に示す「手すり先行工法による足場設置基準」(以下「足場設置基準」という。)に基づいて、当該作業床の端となる箇所に適切な手すりを先行して設置し、かつ、最上層の作業床を取り外すときは、当該作業床の端の手すりを残置して行う工法をいう。

第4 事業者等の責務

事業者は、労働安全衛生関係法令を遵守するとともに、本ガイドラインに基づき、足場の組立て等の作業を行い、かつ、働きやすい安心感のある足場を使用することにより、建設工事における墜落等による労働災害の一層の防止に努めるものとする。

労働者は、労働安全衛生関係法令に定める労働者が守るべき事項を遵守するとともに、事業者が本ガイドラインに基づいて行う措置に協力することにより、建設工事における墜落等による労働災害の防止に努めるものとする。

第5 講すべき措置

1 足場に係る施工計画の策定
事業者は、次により、足場の設置を行なう作業箇所等に係る事前調査を行うとともに、足場計画、機材管理計画、作業計画、機械計画、仮設設備計画、安全衛生管理計画及び工程表を作成することにより、足場に係る施工計画を策定し、関係労働者に周知すること。

(1) 事前調査

足場を設置する前に次のア及びイの調査を実施し、当該調査結果に基づき、(2)から(8)までの計画を作成すること。

ア 敷地内調査

建設工事を行なう敷地内について、現地踏査等の方法により次の事項に關して調査を行い、その状況を把握すること。

ア その他の足場の設置に關して必要な事項

イ 周囲の調査
建設工事を行なう敷地周辺について、現地踏査等の方法により次の事項に關して調査を行い、その状況を把握すること。

ア その他の足場の設置に關して必要な事項

イ 安全衛生管理計画
次の事項を明らかにした安全衛生管理計画を作成すること。

ア 安全衛生管理体制

イ 安全衛生教育
ウ 安全衛生活動

(8) 工程表

足場を使用する作業等(足場の組立て等の作業を除く。以下同じ。)及び足場の組立て等の作業において、次の事項を明らかにした工程表を作成すること。

ア 各作業に関する工程

イ 安全衛生管理に関する工程
ウ 各作業間及び各作業と安全衛生管理の関連

(2) 足場計画

(1) の事前調査の結果に基づき、次の事項

を明らかにした足場計画を作成すること。

ア 足場の種類等

足場設置基準に基づき、足場の種類及び手すり先行工法による足場の組立て等の作業方法を定めること。

イ 構造

足場は、丈夫で、足場設置基準に基づいた堅牢の危険の少ない安心感のある構造とすること。

ウ 設計荷重

足場の自重、積載荷重、風荷重、水平荷重等を適切に設定すること。

エ 最大積載荷重

足場の構造及び材料に応じて、作業床の最大積載荷重を定めること。

オ 機材

足場の構造に応じた機材の種類及び量を確認するとともに、必要となる時期までに確保できるようにすること。

カ 組立図

足場の各部材の配置、寸法及び材質並びに取付けの時期及び順序が明記された組立図を作成すること。

キ 点検

足場設置基準に基づき、足場の点検及び補修の方法、時期等を定めること。

(3) 機材管理計画

(2) のオの機材については、次の事項を明らかにした機材管理計画を作成すること。

ア 機材の点検

足場の組立て及び変更の作業を行う前に、機材の欠点の有無等について点検し、不良品を取り除くこと。

イ 規格への適合の確認

わく組足場等の鋼管足場用の部材及び附属金属について、鋼管足場用の部材及び附属金属の規格(昭和56年労働省告示第103号)に適合していることを確認すること。

ウ 経年管理の確認

機材については、平成8年4月4日付け基発第223号「経年仮設機材の管理について」に基づいて適切に経年管理が行われていることを確認すること。

(4) 作業計画

(1) の事前調査の結果及び(2)により決定した足場の種類に応じて、次の事項を明らかにした作業計画を作成すること。

ア 足場の組立ての作業の準備

(ア) 足場の組立ての作業に支障となる障害物等の除去方法

イ 架空電線の防護方法

ウ 足場の基礎地盤の整備方法

エ 周辺構造、隣接家屋等への機材の飛来等の防止方法

オ 機材等の搬入及び仮置き方法

カ その他足場の組立ての作業の準備に必要な事項

イ 足場の組立ての作業

(ア) 足場を構成する部材の取付けの方法及び手順

手順

(イ) 朝顔、荷上げ構台、巻上機等足場の部材に取り付ける設備の取付けの方法及び手順

ウ 階段及び踊り場の設置方法及び設置手順

エ (5) のイの(ア)に応じた作業手順

(カ) その他足場の組立ての作業に必要な事項

ウ 足場の解体の作業

(ア) イの(ア)から(エ)までの作業により取り付けたすべての部材等の取り外し順序

及びそれぞれの部材等の取り外し手順

(イ) (5) のイの(ア)に応じた作業手順

(ウ) その他足場の解体の作業に必要な事項

エ 足場の変更の作業

足場の変更の作業においては、部材等の取り外しの作業はウ、部材等の取付けの作業はイによるとともに、他の手順を明らかにすること。

(ア) 足場の変更に関する承認方法

(イ) 一時的の変更の場合における復元の時期及び確認方法

(ウ) 足場を変更する時期、範囲及び内容を関係労働者に周知する方法

(エ) その他足場の変更の作業に必要な事項

イ 機械計画

足場の組立て等の作業にクレーン、移動式クレーン、車両等建設機械等の機械(以下「機械」という。)を使用する必要があるときは、次の事項を明らかにした機械計画を作成すること。

ア 機械の設置

(ア) 使用する機械の種類、能力及び必要台数

イ 使用する機械の設置場所、設置方法及び設置期間

ウ 使用する機械の搬出入の方法

エ その他機械の設置に必要な事項

イ 機械の使用

ア 機械の作業範囲及び作業方法

イ 機械の運行経路

(ウ) 機械の運転中に立ち入りを禁止する方法又は傍観者とする方法

エ その他機械の使用に必要な事項

イ 仮設設備計画

次の足場に關連する仮設設備を設置するときは、当該仮設設備の種類、数量、設置場所、設置方法、設置期間及び使用方法を明らかにした仮設設備計画を作成すること。

ア 安全に昇降するための仮設設備

イ 飛来落下を防止するための仮設設備

ウ 照明を確保するための仮設設備

エ 電源を確保するための仮設設備

オ その他必要な仮設設備

イ 安全衛生管理計画

次の事項を明らかにした安全衛生管理計画を作成すること。

ア 安全衛生管理体制

イ 安全衛生教育

ウ 安全衛生活動

エ 工程表

足場を使用する作業等(足場の組立て等の作業を除く。以下同じ。)及び足場の組立て等の作業において、次の事項を明らかにした工程表を作成すること。

ア 各作業に関する工程

イ 安全衛生管理に関する工程

ウ 各作業間及び各作業と安全衛生管理の関連

エ 安全衛生管理計画

事業者は、次により、足場に係る施工計画を作成すること。

ア 敷地内調査

建設工事を行なう敷地内について、現地踏査等の方法により次の事項に關して調査を行い、その状況を把握すること。

ア その他の足場の設置に關して必要な事項

イ 周囲の調査

建設工事を行なう敷地周辺について、現地踏査等の方法により次の事項に關して調査を行い、その状況を把握すること。

ア その他の足場の設置に關して必要な事項